

写

政 調 第 5 3 9 号

平成 2 9 年 3 月 7 日

蓮田市監査委員 内田 薫 様

蓮田市監査委員 石川 誠司 様

蓮田市長 中 野 和 信

平成 2 7 年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書の
意見等への対応状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり通知いたします。

●平成27年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書の意見等への対応状況について

ページ	項目	意見・要望事項	対応の状況	所管課
13 ページ	第3. むすび (1)設置状況について	AEDは、市の公共施設の大半に設置されており、有事の際の備えは整ってきている。しかし、市役所本庁舎や総合市民体育館など多くの市民が利用する施設については、1箇所ではなく複数個所に設置すべきと考える。また、新たな施設や地域性を考慮しながら適正な配置を望むものである。	総務省の「AEDの適正配置に関するガイドライン」及び日本循環器学会AED検討委員会の「AEDの具体的設置・配置基準に関する提言」は満たした配置となっておりますが、庁舎内の混雑状況等AEDへアクセスするまでの環境や患者の状態・数、AEDを使用する者の習熟度等を考慮し、より救命率を向上させるために複数個所に設置することは有効と考えております。 今後、他市町の公共施設管理における実施状況等を参考にしながら、AEDのリース契約料等必要経費の予算化を含め、総合的な庁舎管理のあり方を踏まえた検討をしております。	庶務課
			隣接する総合文化会館が平成28年10月に開館し、同施設にもAEDを設置しました。万が一のときには、両施設のAEDを相互に使用するなど、施設の立地条件を生かし、有効に活用してまいります。	文化スポーツ課
13 ページ	第3. むすび (2)日常点検及び管理の状況について	日常点検(インジケータの確認)については、大部分の施設で毎日行われていたが、週に1度が1施設、月に1度が2施設、実施していない施設が3施設あった。AEDが正常に機能できる状態にあるかどうかを確認することは、言うまでもなくもともと基本的な点検行為である。所要時間もわずか数秒で済むものであり、毎日確実に確認されたい。 点検者を特定している施設が10施設、不特定としている施設が34施設、点検者が不在の施設も3施設あった。今後は点検者を定めるべきである。 点検の記録をしていない、または点検記録簿がない施設が6施設あったが、記録をすることにより点検漏れを防ぐことにつながると考える。人命にかかわることであり、必要な時に正常に作動しない、十分な効果を発揮できないという事態を招くことのないよう、点検の徹底を望むものである。 消耗品の交換時期を記載した表示ラベルについて、貼付していない施設が8施設あったがその大部分はリース設置によるもので、リース会社により交換時期等は管理されているが、万が一に備え、貼付されることにより交換時期の失念の防止になると考える。	インジケータの確認を主とする日常点検については、庶務課職員が毎日実施し、その結果を所定の点検表へ記載しています。 消耗品については、契約に基づきリース業者から適宜送付されていますが、万が一、リース業者が交換期限を逸脱した場合に備え、各消耗品に記載された使用期限を職員が定期的に確認し、管理しています。	庶務課
			駅西口連絡所は、再任用職員2名の交代勤務となっているため、両名が点検者となっております。	市民課
			西新宿会館では、引き続き、設置した利用団体の利用日と週2回の維持管理委託業務の際に日常点検を行ってまいります。 また、西新宿会館以外の施設では、引き続き日常点検を行ってまいります。	自治振興課
			監査結果を受けて、福祉課所管施設(ほなみずき作業所、ほすの実作業所、かもめ)につきましては、各施設長あてに、改めて点検日誌の作成及び日常点検を毎日実施するよう依頼を行いました。	福祉課
			保育課所管の保育園・学童保育所・児童センター等につきましては、日常点検は毎日実施しておりますが、勤務形態が変則勤務であり、特定の者を点検者として定めることは困難な状況であるため、あらかじめ担当を決めて点検をしております。 また、点検を記録していなかった黒浜西学童保育所及び平野学童保育所には、速やかに点検記録簿を配付しました。 なお、AEDは人命にかかわるものであり、必要な時に正常に作動しない、十分な効果を発揮できないという事態を招くことのないよう、適切な管理・運用をするよう、園長会議・学童会議を通じて所属職員に再度、周知徹底しました。	保育課
	社会教育課所管施設では、表示等は適正に実施しております。また、消耗品の交換時期につきましては、リース会社から期限前に適正に届けられ交換し、表示もされております。	社会教育課		
13 ページ	第3. むすび (3)表示及び情報提供について	提出資料による調査を行った時点ではAEDの設置場所の表示を行っていない施設が見受けられた。しかし、子ども支援課や社会教育課の各施設においては「使用対象者は必ずしも児童生徒、保護者、教職員等の関係者に限定するべきではなく、施設周辺の地域住民にもAEDが設置されていることを周知することが必要」であるという観点から、今回の監査のヒアリング実施を待たず、すぐに表示等を実施したことは評価できるものとする。 また、埼玉県及び一般財団法人日本救急医療財団への設置情報の登録に関し、消防本部を除き、6施設が登録していないが、厚生労働省で登録を推進している主旨は、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域住民や救急医療機関が必要時にAEDを迅速に使用できるように、また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合の迅速・確実な情報を得るためとのことであり、積極的に登録すべきと考える。また、市の都市計画課では、平成28年3月1日よりインターネットでAED設置箇所を示す「蓮田市地図情報システム」を公開しており、各種病院はもとより、JA南彩の蓮田市内全5店舗や市内各金融機関、そのほかにも多くの施設で設置されていることが確認できるので、市民への情報提供など有効活用を図られたい。 なお、厚生労働省では、平成27年8月25日付けで「自動体外式除細動器(AED)設置登録情報の有効活用等について」の通知により、AEDが必要な場合に有効に使用され、地域の救命率が向上するような医療提供体制の整備のため、AED設置登録情報の提供の推進を図る留意事項を示している。今後は、この通知の周知を民間施設も含め市内全域に広めていくことを期待する。	AEDの設置場所を表示するステッカーにつきましては、「AED点検記録」等の記録用紙及び関係書類とともにあらためて設置施設あてに送付し、日常点検等につきまして周知を行ったところです。また、埼玉県及び一般財団法人日本救急医療財団への設置情報の登録に関しては、随時、登録手続きを進めております。 なお、地域の救命率の向上のためには、AEDの普及とその有効な使用が必要であるとの認識のもと、今後、設置業者との情報共有を通じて民間施設との連携に努めてまいります。 さらに、AED設置箇所に関する市民への有効な情報提供として、「蓮田市地図情報システム」の活用につきまして充実を図ります。	健康増進課

ページ	項目	意見・要望事項	対応の状況	所管課
14 ページ	第3. むすび (4)操作方法等 について	操作研修(救命講習)の受講状況は、おおむねの施設で受講している。現在使用しているAEDは、だれもが操作できるよう、実施すべきことを音声メッセージと点滅ランプで指示する機能を有しているが、施設管理者及び職員は、必要な時に適切な対応ができるよう、積極的に講習等を受講すべきと考える。また、施設利用者への救命講習の参加を高めるための方策を展開されたい。 なお、秘書課では、新規採用職員の研修の必須科目に「救命講習」を取り入れている。このことは、着実にAEDを操作できる職員数の増加につながるもので、評価できることから今後も消防本部と連携し継続を望むものである。 また、教育委員会においては、普通救命講習等を学校の「授業の一部」として取り入れ、児童・生徒に対して早い段階からAEDの操作等が習得できるよう検討されたい。	引き続き、新規採用職員研修及び職員向けの救命講習を、消防本部の協力のもと、実施してまいります。 一部の学校では、既に授業の一環としてAEDの操作方法を含んだ普通救命講習を実施しておりますが、より多くの学校で実施するよう校長会・教頭会で周知いたしました。 図書館職員・臨時職員、委託職員(警備・清掃)ともに救命講習を修了しており、救命措置、緊急対応への研修を修了している。日頃から、市民の安全安心を保持できるよう適切な対応ができるよう訓練、研修を行ってまいりますとともに、施設の状況に合わせたマニュアル化とその更新を図ってまいります。 公民館職員・臨時職員は救命講習を受講しております。また、受付業務等を委託しておりますシルバー人材センターでは独自に救命講習を実施しております。 公民館登録利用団体連絡協議会のサークルの方たちにAEDの操作方法の講習を受けていただくよう協議会に提案をしております。	秘書課 学校教育課 社会教育課
		指定管理者が必要と判断し独自にAEDを設置している施設や、施設利用者が設置した施設が判明したが、その設置を指定管理者や利用者の裁量に委ねるのではなく、市として主体性を持って当該施設への設置の是非を判断することを望むものである。指定管理施設を所掌する所管課においては、指定管理者の自主性に頼ることなく、協定書等指定管理業務の内容を定める書面にAEDの維持管理及び報告についての詳細な内容を記載することで、AEDに係る確実な維持管理を図るよう努められたい。 指定管理者への指示・指導については9施設のうち4施設では市からの指示・指導がないと回答している。特に自転車駐車場3か所については、指定管理者によりAEDが設置されていることもあるが、指定管理者に委ねるのではなく、適切な管理を指示・指導すべきである。	自転車駐車場の3か所では、指定管理者との会議や施設の現地確認の際に適切な管理を指示・指導しております。また、基本協定の中で設置及び管理についてを盛り込むように努めてまいります。 AEDの維持管理につきましては、指定管理者による確実な管理と、毎月開催している調整会議において、指定管理者から市への定期的な報告を継続してまいります。また、指定管理者と締結する「協定書」に、AEDの維持管理及び報告についての内容を記載するようにし、AEDに係る確実な維持管理に努めてまいります。	自治振興課 長寿支援課
		第3. むすび (6)AEDの今後の 取組みと有効 活用について	ヒアリングを実施した時点で、大半の施設が開館時間のみでの対応となっている状況であったが、AEDを必要とする事態はいつ発生するかわからない。大半の施設の現状を踏まえ、今後は、コンビニエンスストアや24時間営業している施設へのAED設置を検討し、市民の安心安全の確保に努めることを望むものである。	コンビニエンスストアや24時間営業している施設との連携につきましては、埼玉県や業界の取組みに関する情報収集に努め、幅広い連携強化に向けて検討してまいります。
15 ページ	第3. むすび (7)市における AED主管課に ついて	平成27年度版消防防白書には「救急出動要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平成26年中の平均では8.6分であり、この間に、バイスタンダー(救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)のことで、適切な処理ができる人員が到着するまでの間に、救命のための心肺蘇生法等の応急手当を行う人員のこと。)による応急手当が適切に実施されることで、大きな救命効果が期待される。したがって、一般市民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、より一層取り組んでいくことが重要である。」と報告されている。 また、平成26年中の救急搬送された心肺機能停止症例で、心原性(心臓に原因があるもの)心停止のうち、一般市民により応急手当が行われた件数は1万3,679件で、そのうちAEDを使用した件数は1,030件であり、1箇月後生存率と1箇月後社会復帰率は、それぞれ50.4%、43.3%となっている。一般市民による応急手当の実施は、救命率および社会復帰率の向上において重要であり、今後一層の推進を図る必要があるとしている。 当市においては、AED設置のほとんどが健康増進課による予算措置のため、施設においては自ら適切な管理等を行う意志が欠けていると思われるものもあった。また、厚生労働省等の通知が健康増進課から各施設担当課に転送及び周知されていない実態も見受けられた。厚生労働省通知の主旨を踏まえ、AEDが必要とされる際に管理不備により十分な性能を発揮できないなどの重大な事態を防止するためにもAEDの適切な管理、運用を徹底することが必要である。そのため、健康増進課においては、予算措置をするだけでなく、積極的に市全体をまとめていく努力を期待する。	今後、万一の場合にAEDの適切な使用だけでなく、応急手当の実施につきましても職員の意識の向上を図ります。また、常に各設置施設の管理・運用状況の把握に努め、設置施設相互の連絡調整を働きかけて情報の共有を図ります。 救命講習会のPRを図り、一般公募講習会への参加者の増加を目指すとともに、自主防災組織、自治会、各種団体等多くの市民や事業所を対象に応急手当、心肺蘇生法、AEDの取扱い等の救命行為が実施できる技能者の養成につきましても講習会を開催し、推進してまいります。	健康増進課 消防課